

デザイン経営サポート事業業務仕様書

1. 業務目的

東大阪市には、高度な加工技術を持つ BtoB 型製造業が数多く集積している。これらの企業は、優れた技術力や対応力を備えている一方で、技術や品質といった無形の価値を「言語化・可視化」するためのノウハウが不足しており、自社の強みや価値を「新たな顧客」など市場に向けて分かりやすく伝える“魅せ方”に課題を抱えている。また、そもそも自社の強みや価値を適正に把握出来ていない企業も多い。

本事業では、こうした課題を抱える市内製造業者に対し、デザイン経営の視点を浸透、定着をさせていくための専門サポーターを派遣する。専門サポーターによる経営者へのヒアリングや製造現場の観察等に基づき、デザイン経営の視点を取り入れた助言や壁打ちを通じて、自社の強みや価値を創造、(再)認識する「自社分析」のフェーズを中心とした伴走サポートを実施する。

市内製造業が自らの価値を(再)認識し、持続可能な経営基盤の強化と新たな成長機会の創出につなげることを本事業の目的とする。

2. 委託業務の内容

(1) 対象企業：・東大阪市内の製造業

- ・BtoB 取引が中心の加工受注型企业
- ・自社の強みや価値を創造・(再)認識したい企業
- ・ホームページの開設・更新、会社案内など広報ツールの改善に取り組む企業
- ・デザインを活用した新製品開発、製品改良に取り組む企業

(2) 支援企業数：10社程度

(3) 業務内容：

- ①支援企業募集に係る広報媒体（チラシ等）の作成業務
- ②支援企業募集に係る広報業務
- ③企業からの申込受付業務
- ④支援企業の現状・課題等の事前ヒアリング及び専門サポーター（※）の選定業務
※市内製造業の経営者に対し、「デザイン経営の視点」を取り入れたアドバイスを実施する
能力を有するデザイナー、中小企業診断士など
- ⑤企業との連絡に関する業務（訪問日の調整等）
- ⑥専門サポーター派遣に関する業務
支援企業へ専門サポーターを派遣し、デザイン経営の視点から伴走支援を行うこと。
- ⑦専門サポーターとの連絡に関する業務
- ⑧市域への効果波及を目的とした取り組み事例紹介資料の作成業務（資料は、第三者の著作権、著作人格権、商標権、意匠権、パブリシティ権その他一切の知的財産権を侵害するものではないこと。成果物の一部に第三者の著作物を利用する場合、受託者は、当該第三者から必要な利用許諾を得るものとし、委託者の利用に際して権利侵害等のトラブルが生じないようにすること。）

その他、「1. 業務目的」を達成するために効果的な取組みがあれば、提案すること。ただし、デザイン経営サポート事業業務委託事業者選定に係る公開型プロポーザル実施要領「2 業務概要（4）」に示す委託金額の上限額を超えないこと。また、提案書類の様式第5別紙「見積書内訳」に当該提案にかかる費用がわかるように記載すること。

【参考：令和7年度の実施内容】

●セミナー・個別相談会（受託者、1日 2時間程度）

●伴走支援

Step 1：事前ヒアリング（受託者、1回 3時間程度）

Step 2：問診・現場診断（専門サポーター、1回 3時間程度）

経営者・従業員へのヒアリング、工場見学を通じて、事業内容、技術的優位性、顧客からの評価、経営上の課題等をデザイン経営の視点から徹底的に洗い出しを実施。

Step 3：自社分析を伴走サポート・アドバイスの実施（専門サポーター、2回 各回3時間程度）

問診・現場診断の内容をもとに、企業自らが行う自社の強みや価値を認識するための自社分析をサポートし、課題解決に向けたアドバイスを実施。

●アンケート

3. 事業完了報告

受託者は、事業の終了後に次の内容を含む委託業務実績報告書を委託者に提出すること。

- ・実施内容報告書（訪問記録）
事前ヒアリングや専門サポーター派遣で実施した事業内容
- ・支援対象企業及び専門サポーター一覧
- ・支援対象企業へ提供したアドバイス資料
- ・市ウェブサイト公開用のモデル事例紹介資料
- ・決算報告書
- ・その他委託事業にかかる資料

4. 成果品の納入

（1）成果品の内容

3. 事業完了報告に挙げる資料一式 1部

※原則、Excel または Word 形式で作成すること。これらのソフト以外を用いた場合は、PDF 形式に変換して納入すること。

（2）納入期限

令和9年3月31日

5. 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

6. その他留意事項

受託者は本業務の実施にあたり、次の事項に留意するものとする。

- (1) 受託者は、本業務が円滑に遂行されるよう留意すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と受託者が協議の上、委託者の指示に従って業務を行うものとする。
- (3) 受託者は、本業務の遂行にあたって収集し、知りえた企業、市民等の情報等の一切の事項について、本業務の履行期間及び履行後において、外部に漏えいがないようにするとともに、本業務を履行するため以外に使用しないこと。また、受託者が派遣する専門サポーターにも同じ扱いを適用すること。